

事業者の皆様へ

職場の受動喫煙防止対策説明会のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 茨城支部
茨城労働局 労働基準部 健康安全課

平成27年6月1日より労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策は事業者の努力義務となりました。

平成27年6月1日より「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)が施行され、「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」を講じることが事業者の努力義務となりました。

これにより今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な受動喫煙防止措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催いたしますので、ふるって御参加をお願い申し上げます。

なお、参加の申し込みは、平成27年11月2日(月曜日)までにコンサルタント会茨城支部事務局までお願いします。

記

1 説明会開催日 : 平成27年11月5日(木曜日) 13時30分～16時00分

(受付 13時00分より)

2 説明会会場 : 茨城県立県民文化センター 集会室8号(分館1階)

水戸市千波町東久保697番地

Tel 029-241-1166

駐車場は有料です。(一日410円)

3 説明会参加対象者: 事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等

4 定員 : 100名

5 説明会の参加費 : 無料です。

6 説明会内容について

: 受動喫煙が労働者に及ぼす影響と職場における受動喫煙防止対策の進め方

: 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場の事例紹介

: 受動喫煙防止対策助成金制度について

お申込は、裏面の申込書をFAX・メール等にて送付して下さい。

(別紙)

受付番号 _____

受動喫煙防止対策説明会参加申込兼受付書

参加者登録情報

FAX 029 - 873 - 9779

フリガナ お名前			
フリガナ 所属会社			役職
住 所	〒		
TEL		FAX	

説明会参加申込による個人情報は、本説明会以外には利用いたしません。

申込締切り 平成27年11月 2日(月曜日)

申込先 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 茨城支部事務局

住 所 : 〒300-1254 茨城県つくば市宝陽台24 - 3

西原労働安全コンサルタント事務所内

TEL : 029 - 873 - 9779 (FAX兼用)

E-mail : jashcon_ibaraki@zb.wakwak.com